厚真町お試しサテライトオフィス利用に係るレンタカー借上料補

助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、厚真町お試しサテライトオフィスを利用し、テレワーク及びサテライトオフィス等の拠点となる施設を開設することなどを目的とした活動を実施する町外者に対し、予算の定める範囲内においてレンタカーの借上料の一部を補助するものとし、その交付については、厚真町補助金等交付規則(平成４年規則第４号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第２条　補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　町外に住所がある者

(2)　厚真町お試しサテライトオフィスを利用する者

(補助対象経費)

第３条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。

(補助金額等)

第４条　補助金の額は、レンタカー借上料の範囲内で1回当たり１２，０００円を上限とする。

(補助金交付申請)

第５条　補助金の交付を受けようとする者(２人以上で利用する場合は、代表者に限る。)は、レンタカーを借上した日の属する年度の末までに、厚真町お試しサテライトオフィス利用に係るレンタカー借上料補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第６条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、規則の規定により、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、補助金の交付を決定するものとする。

２　町長は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を厚真町お試しサテライトオフィス利用に係るレンタカー借上料補助金不交付決定書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

　(その他)

第７条　この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１９日から施行する。